

人事異動

金融庁

(総合政策局リスク分析総括課 主任統括検査官) 内閣府事務 長澤 敏夫 任期の満了により令和二年十二月三十一日限り退職した(二年十二月三十一日)

法務省

(最高検察庁検事法務省大臣官房長) 伊藤 栄二 (最高検察庁検事出入国在留管理庁次長) 同 高嶋 智光 (法務省大臣官房長に充てる) 松本 裕 (障害者雇用推進者を命ずる) (最高検察庁検事) 同 松本 裕 出入国在留管理庁次長に充てる(以上二年十二月二十四日)

叙位・叙勲

○叙位 (東京工業大学名誉教授) 加藤 雅治 正四位に叙する 三苦 好美 従四位に叙する 森 勇 正五位に叙する 市川文三郎 大西 秀甫 蒲生 重夫 小泉 周一 平 豊 高見 正夫 横田 勝 福島 幸雄 正六位に叙する(各通) 阿部 常三 岩井 一郎 越戸 弘人 佐藤 恵一 先崎 武 照屋 玄 本吉 哲也 従六位に叙する(各通) 鈴木 菊雄 曾田 彪 花田 智 従七位に叙する(各通)(以上二年十一月二十三日) (電気通信大学名誉教授) 石坂 謙三 正四位に叙する

正五位に叙する 神山 好市 従五位に叙する(各通) 小林 司郎 水上 義昭 石本 元三 伊藤繁次郎 大嶋 六彦 我那覇宗松 北川 秀久 栗岡 英詔 小池 雅夫 古武三千雄 志田 進弘 田中 勇 玉野 一郎 伊達山興嗣 古田 稔茲 山尾 英三 吉見 正己 正六位に叙する(各通) 一色 伸一 大橋 義積 落合 徳男 鈴木 孝行 豊田 照政 西園八州男 三原 透 宮治 亮 村田 薫 山本 勝之 横尾 勲 吉川 和昭 吉原 一夫 従六位に叙する(各通) 石川 勝 伊藤 敏 正七位に叙する(各通)(以上二年十一月二十四日) (鹿児島大学名誉教授) 深野 佳和 従四位に叙する 多賀谷恒八 正五位に叙する 飯田 順作 尾関 正光 河畑 房次 従五位に叙する(各通) 新井 昌夫 鹿野 司 川床 雄二 佐々木俊輔 鈴木 一夫 古川 深 渡邊 春光 黒石 義政 櫻井 一男 竹内日出夫 原田 一道 渡邊 善夫 従六位に叙する(各通) 梅 勝政 原澤 勇 従七位に叙する(各通)(以上二年十一月二十五日) 伊藤 道彦 従四位に叙する 菊地 芳郎 田中 勝 従六位に叙する(各通) 木元 達也 正七位に叙する 倉地 慶壽 従七位に叙する(以上二年十一月二十六日) 遠藤 清美 従五位に叙する 末吉 孝夫 正七位に叙する

従七位に叙する(以上二年十一月二十七日) 安部 清見 従七位に叙する(二年十一月二十九日) 坂本 常男 ○叙勲 旭日单光章を授ける(二年十一月二十四日) 江澤 勝美 大場 尚治 旭日单光章を授ける(二年十一月二十五日) 菊地 芳郎 旭日双光章を授ける 前田 和之 旭日单光章を授ける(以上二年十一月二十六日) 加藤 雅治 瑞宝中綬章を授ける 阿部 常三 小泉 周一 本吉 哲也 横田 勝 瑞宝双光章を授ける(各通) 佐藤 恵一 曾田 彪 瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二年十一月二十三日) (電気通信大学名誉教授) 石坂 謙三 瑞宝中綬章を授ける 我那覇宗松 瑞宝小綬章を授ける 一色 伸一 北川 秀久 山本 勝之 瑞宝双光章を授ける(各通) 大橋 義積 吉原 一夫 瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二年十一月二十四日) 加賀 生雄 深野 佳和 (鹿児島大学名誉教授) 瑞宝小綬章を授ける(各通) 川床 雄二 櫻井 一男 佐々木俊輔 原澤 勇 古川 深 森本 貞實 瑞宝双光章を授ける(各通) 木村 満 竹内日出夫 瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二年十一月二十五日) 田中 勝 瑞宝双光章を授ける(二年十一月二十六日) 安部 清見 瑞宝单光章を授ける(二年十一月二十七日) 坂本 常男 瑞宝双光章を授ける(二年十一月二十九日)

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。 令和3年1月4日 中国地方整備局長 小平 卓

道路の種類 路線名 区 間 一般国道 2号 備前市伊部字原1659番14から同市伊部字不老川1598番1までの上下線

公 告

諸事項

第三者所有物の没収に関する 公 告

令和3年1月4日 大阪地方検察庁検察官 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。 下記の物の所有者は、令和3年1月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。 記

- 1 係属裁判所 大阪地方裁判所第15刑事部2係
 - 2 被告事件名 常習賭博
 - 3 被告人氏名 西原 昇こと 韓 昇
 - 4 公判期日 令和3年1月14日
 - 5 没収すべき物の品名、数量、その他の物を特定するに足りる事項 現金320,000円 壱万円紙幣24枚 五千円紙幣6枚 千円紙幣50枚(令和2年領第9851号符号1)
 - 6 没収の理由となるべき事実の要旨 現金500,000円 壱万円紙幣50枚(同符号2) 現金5,600円 五百円硬貨3個 百円硬貨41個(同符号4)
- 被告人は、氏名不詳者が大阪市中央区東心斎橋2丁目1番14号「たんどじろ」3階において経営するインターネット賭博店「BAR CLAIIN(バー クライイン)」の店長として稼働してい